

(平成22年2月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和54年3月16日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月16日から同年4月1日まで

私は、昭和39年4月1日の入社以来、平成12年3月31日に定年退職するまで、一貫してA社に勤務したにもかかわらず、人事異動の際の事務処理誤りにより、厚生年金保険被保険者期間に1か月間の空白が生じている。在職期間中に厚生年金保険被保険者期間が中断することなど起こるはずがないため、速やかに記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和54年3月16日にA社C製作所から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和54年3月16日と記載されている。しかし、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票では、昭和54年3月16日とされていた厚生年金保険被保険者資格取得日は同年4月1日に訂正されていることが確認できる上、適用事業所索引簿によれば、同社B工場の厚生年金保険新規適用年月日についても、同年1月16日が同年4月1日に訂正されている。このような訂正処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、A社B工場が厚生年金保険適用事業所となった日及び事業主が届け出た申立人の同社B工場における同被保険者資格取得

日は当初の記録のとおりであることが認められ、社会保険事務所（当時）において有効な記録訂正があったとは認められない。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和54年4月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月から 49 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 49 年 6 月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付の事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。

昭和 48 年 5 月に妻が勤めていた事業所を退職し、その際、妻が妻自身のものと一緒に私の国民年金加入手続をした。それまでは、国民年金保険料を納付していなかったことから、私の保険料をさかのぼってまとめて納付した。妻の保険料が納付済みとなっている申立期間については、私の保険料も納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

現在確認できる申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿によると、昭和 51 年 7 月以降に払い出されており、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の所持する領収証から、申立人は昭和 51 年 10 月 7 日に申立期間直後の 49 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付したことが確認できることから、その時点で過年度納付が可能な期間について、国民年金保険料を納付したと考えられ、当該過年度納付がなされた時点では、申立期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 5 月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答を受けたが、納得できない。

加入時期ははっきり覚えていないが、夫の勤務先の社長の妻に勧められ、国民年金に任意加入した。その際、経済的にも余裕があり、上記社長の妻の勧めもあったため、国民年金制度発足当初からの保険料をまとめて町役場で納付した記憶がある。納付金額は、当時の 1 か月の保険料が 100 円だったことから、3,600 円くらいであったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、被用者年金制度加入者の配偶者であり、申立人が所持している国民年金手帳、市町村の保管する被保険者名簿、及び特殊台帳の記載から、国民年金の任意加入被保険者であったことが確認できることから、昭和 39 年 6 月に任意加入被保険者資格を取得した時点では、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することができなかったものと考えられ、ほかに別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）も無く、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、町役場で納付したと申し立てているが、町役場窓口において、過年度分の国民年金保険料の収納事務は行っておらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から29年4月1日まで

老齢厚生年金の裁定請求の際、私の厚生年金保険加入記録にA事業所（現在は、B事業所）の厚生年金保険被保険者期間が無かったため、社会保険事務所（当時）に照会したところ、同事業所は適用事業所として登録が確認できないので、C組合で調べてもらった方が良いと回答された。C組合に問い合わせをしたところ、「制度ができる前のことである上、一時金受給者の中にも名前が無い。」と言われた。

しかし、申立期間は、村のD職（従姉の夫）の紹介でA事業所に用務兼事務員として勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者とされていないことに納得がいかないため調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間当時に撮影されたA事業所の関係者との集合写真、及び申立人が申立期間当時に同事業所が行事等で利用していたと主張する旅館の経営者の「申立人は、間違いなく同事業所に勤めていた。」との供述から、申立期間当時、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、「村のD職の紹介でA事業所に用務兼事務員として勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていた記憶がある。」と主張しているところ、常時5人以上の従業員を使用するE団体の事業所が、社会保険強制適用事業所とされたのは、申立期間以後の昭和29年5月1日であり、申立人が厚生年金保険に加入するためには、同事業所が任意適用の認可を受けていなければならないが、適用事業所索引簿及びオンライン記録では、申立期間当時、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、B事業所の代表者は、「F職以外の者については、当時の人事記録等の資料が残っていない。」と供述している上、申立期間当時の同事業所の関係者は既に死亡等していることから、申立期間当時、申立期間において、申立人の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。